



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 1 5 年 9 月 1 0 日

住 所 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4

氏 名 株式会社北海道エコシス
代表取締役 近藤 誠勝

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を
受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるな



許可の年月日	平成 1 5 年 9 月 1 0 日	許可番号	十環生第 5 7 - 7 号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類		
設置場所	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4		
処理能力	2 1 . 2 8 t / 日 (8 時間)		
許可の条件	*****		
規則第 1 1 条第 7 項 の規定による許可 証の提出の有無	(有) ・ 無		
留意事項	1 . 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 . 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 . 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		